

# インフルエンザワクチン接種のお知らせ

健康福祉課健康係  
TEL 9 3 3 - 0 7 7 7  
FAX 9 3 3 - 0 2 1 0

インフルエンザワクチンの予防接種を受けることで、症状の重症化の予防には一定の効果が期待できます。ただし、感染を防ぐ効果は証明されていませんから、接種したからといってかからないわけではありません。接種の際は、予防接種の効果・副反応について十分説明を聞き、理解したうえで接種の判断をしましょう。

## ◆接種期間 平成23年3月31日(木)まで

### ◆対象者

#### ①定期予防接種対象者(本人負担額 1,000円)

- ・接種当日65歳以上
- ・接種当日60歳以上65歳未満の方であって心臓、じん臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(上記疾患で身体障害者手帳1級程度)…身体障害者手帳の写しが必要です。

#### ②定期接種対象者以外の方(本人負担額 全額)

- ・接種当日64歳以下の方

※ただし、上記①②で市町村民税非課税世帯、生活保護世帯に属する方は下記証明書を提出された場合接種費用を免除いたします。

生活保護世帯に属する方	生活保護診療依頼書の写し
市町村民税非課税世帯に属する方	平成22年度新型インフルエンザワクチン接種補助金対象者申請書に宇美町税務課にて証明をとってください。(印鑑が必要)

感染を防ぐには、日頃からの手洗い・うがい・換気をするなど継続して続けることが大切です。

## 子ども予防接種週間のお知らせ

予防接種及び、その相談を通常の診療時間に受けにくい方に対して、一部の医療機関で平日の夜間、土曜日、日曜日に受けることができます。

- 期間 3月1日(火)～3月7日(月)
  - 対象者 定期予防接種の接種対象者に該当される方(費用は公費負担)
  - 予防接種の種類 三種混合、二種混合、MR(麻しん・風しん混合)、日本脳炎
  - 持参するもの 母子健康手帳、予防接種予診票手帳(お持ちの方)
- ※接種できる医療機関、接種時間等については、かかりつけ医または健康福祉課健康係へお問い合わせください。  
【問い合わせ】健康福祉課健康係(うみハピネス内) TEL 9 3 3 - 0 7 7 7

●消費生活に関する相談は  
福岡県消費生活センター  
TEL 6 3 2 - 1 0 9 9 9  
地域振興課  
TEL 9 3 4 - 1 2 2 2 3



職場に何度も電話をかけてくるので仕方なく外で会うと、仮契約を結ぶまで何時間も、節税・年金対策、首都圏で家賃収入確定といった「うまい話」で強引に数千万円の契約を結ばせる手口が発生しています。契約時の説明とは違って家賃収入が少なく、ローンが支払えなくなった、実際には節税になっていないといったトラブルも発生しています。もし、強引に契約を結ばされて困った場合には、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

### 【アドバイス】

職場に何度も電話をかけてくるので仕方なく外で会うと、仮契約を結ぶまで何時間も、節税・年金対策、首都圏で家賃収入確定といった「うまい話」で強引に数千万円の契約を結ばせる手口が発生しています。契約時の説明とは違って家賃収入が少なく、ローンが支払えなくなった、実際には節税になっていないといったトラブルも発生しています。もし、強引に契約を結ばされて困った場合には、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

### 【事例処理】

今後の対策として、業務以外の電話を取りつがないように職場全員で徹底し、断つても勧誘電話をかけてくる場合には、「日時」「会社名」「名前」「内容」の記録を取って、最寄りの消費生活センターや警察、弁護士に相談するよう助言しました。

### 【相談事例】

職場の部下A(30代)に、将来の年金対策として分譲マンションを購入しないかと勧誘電話があった。Aが興味ないと電話を切ったら、相手側から「なぜ電話を切った」、「節税になる」、「あなたの歳から資産運用を始めないと遅い」と、しつこく何度も電話がかかってくるため、業務に支障が出ている。Aも申し訳なきようにしているし、どうにかして電話をかけてくるのをやめさせることはできないか。

### くらしに役立つまめ知識

節税・将来の年金対策! 職場にマンションの勧誘電話

# 定期予防接種はお済みですか?

健康福祉課健康係  
TEL 9 3 3 - 0 7 7 7  
FAX 9 3 3 - 0 2 1 0

定期予防接種とは、予防接種法に定められている予防接種のワクチンを接種することです。ワクチンを接種することにより、疾病の発生(重篤化)およびまん延を予防することを目的としています。

予防接種法の改正に伴い、現在定期予防接種として接種できるワクチンの種類は下記のとおりです。また、対象年齢、接種期間を過ぎると、定期予防接種として接種ができなくなり、副反応による健康被害が発生した場合も予防接種健康被害救済制度の適用となりません。



## 【年長児、中学1年生、高校3年生に相当する年齢のお子様をお持ちの方へ】

### ◆MR予防接種の接種期間が間近に迫っています。

麻しん(はしか)を排除するため、また風疹の流行を防ぐためにもMRワクチン(2回目)を接種することにより、感染を予防する効果があります。

接種期間内での接種となりますので、受け忘れのないようにしましょう。

### ◆接種期間 平成23年3月31日(木)まで

※すでに平成22年4月1日以降に定期予防接種として接種された方は再度接種の必要はありません。

定期予防接種の種類		接種対象者
MR (麻しん風しん)	2期 (年長児に相当する年齢)	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方
	3期 (中学1年生に相当する年齢)	平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方
	4期 (高校3年生に相当する年齢)	平成4年4月2日～平成5年4月1日生まれの方

※MR予防接種は、平成18年6月から2回接種が導入されました。現在2回接種の対象となっていない方が接種できるように、平成20年度から5年間の経過措置として期間を設けて定期予防接種として実施されています。

## 【日本脳炎予防接種に特例措置が設けられました】

日本脳炎予防接種は、平成17年5月以降接種希望者に対してのみ定期予防接種を実施していたため、接種機会を逃した方が多く、接種機会を設けるため、現在特例措置が設けられました。接種を希望される方は、医療機関または健康福祉課健康係へお問い合わせください。

### ◆特例措置対象者 下記対象年齢内(1期初回、2期)で、日本脳炎1期(初回2回、1期追加1回)の接種が終わっていない方

定期予防接種の種類		接種対象者
日本脳炎	1期 初回	1回目
		2回目
	1期追加	生後6か月から7歳6か月に至るまでの間(※) (接種間隔を守って接種を進めましょう)
2期	9歳以上13歳未満(※)	

※「～7歳6か月に至るまでの間」とは、7歳6か月になる日にちの前日までの接種をさします。  
「～13歳未満」とは、13歳になる日にちの前々日までの接種をさします。

【持参するもの】 母子健康手帳、予防接種予診票手帳

【町内接種実施医療機関】

いりえ小児科医院、うみ小児科医院、おかべ小児科クリニック、岡部病院、神武医院、山崎産婦人科小児科医院